

報道関係者各位

2021年5月12日
リノベーター株式会社

**Rennovater 株式会社、ひとり親世帯居住者への現金の積立給付を開始し、
住宅困難者への住居の提供に加えて、子育ても支援**

京阪エリアを中心に良質な住宅を低価格で提要し、居住者の生活全般をサポートする Renovater 株式会社（所在地：京都府京田辺市、代表取締役社長：松本知之、以下「リノベーター」）は、満18歳以下の子どもがいるひとり親世帯を対象に、子ども1人につき月額2,000円（世帯上限5,000円）の現金の積立給付サービス（以下、「本サービス」）を開始致します。

本サービスは、リノベーターがひとり親世帯に子ども1人につき月額2,000円（世帯上限5,000円）を拠出し、年3%の利息を付与して積立運用します。積み立てた給付金は、居住者がいつでも必要に応じて引き出すことができ、まとまったお金を必要とする子どもの進級や進学、誕生日やクリスマスなどで使ってもらうことで、リノベーターの掲げる「すべての人に心休まる住まいを」を実現したいと考えています。

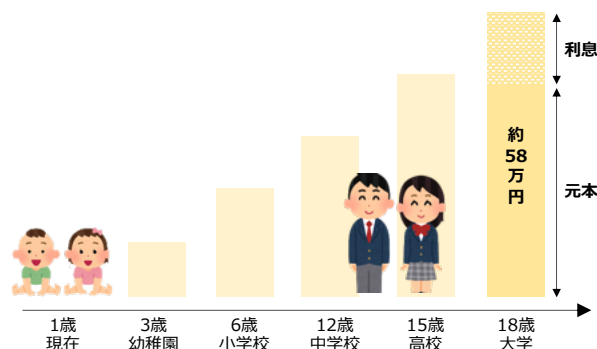
<代表取締役 松本知之コメント>

現在日本においては、ひとり親世帯の約半数は可処分所得が平均より低い「相対的貧困」の状態にあります。そのような家庭では、経済的な事情により「子どもの進学を諦めてしまう」といった人生の選択に影響を及ぼすだけでなく、「豊かな日常経験を与えられない」といった日常生活における家族の行事などの経験においても大きな影響を及ぼしています。リノベーターは、家の提供・生活の全般をサポートするだけでなく、経済的な支援や貯蓄・資産形成を後押しすることで、その家族が豊かな人生を送れるよう邁進してまいりたいと思っています。

<サービス概要>

ひとり親世帯の居住者を対象に、18歳以下の子ども1人あたり月額2,000円（世帯上限5,000円）を自動で積み立て、必要に応じて引き出しが可能

①1歳から積み立て、大学進学時に引き出した場合



②年に2回、引き出した場合



本件に関するお問い合わせ先 担当者：松本（代表取締役社長）
TEL: 090-9694-1953/0774-27-1740 E-MAIL: t.matsumoto@rennovater.co.jp

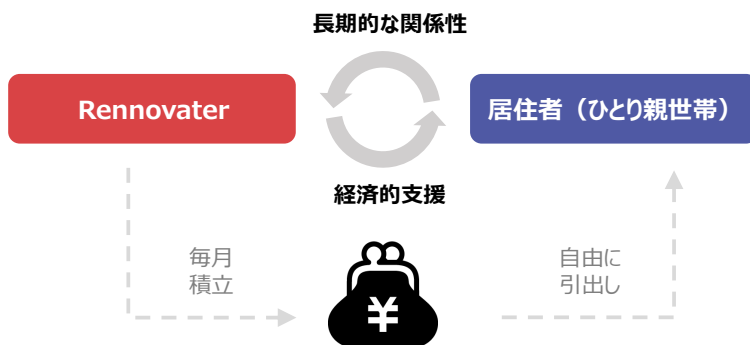
プレスリリース

<本サービスの価値>

Rennovater

全ての人に、心休まる住まいを

主体	価値
居住者 (ひとり親世帯)	・ 経済的支援 ・ 金融リテラシーの向上 ・ 社会的繋がりや心理的安心
リノベーター	・ 居住者との長期的な関係性の構築 ・ 居住者のニーズ把握



リノベーター株式会社

生活困窮者、単身高齢者、外国人など賃貸側の心理的障壁により、住宅を借りることに困難のある住宅確保困難者を対象に、空き家等の築古物件を購入・リノベーションし、低賃料で良質な住居を提供しています。現在の一般賃貸住宅市場において、住宅確保困難者の賃貸物件の契約が難しい社会問題を、民間資金を活用し、解決を目指しています。